

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から8年4月1日まで

平成5年5月20日から8年3月31日までの期間において、A社に勤務した。この期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、7年6月30日から8年4月1日までの期間について記録が無い旨の回答を社会保険事務所から受けた。厚生年金保険料が控除されている給与支払明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、平成5年5月20日に被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年6月30日に申立人を含む10名の従業員も被保険者資格を喪失しているところ、申立人が保有している給与支払明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立期間である同年6月30日から8年4月1日までの期間において、継続して同社に勤務していたことが確認でき、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社は平成7年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立期間当時、法人の事業所であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、

社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで

A社本社から同社C工場に転勤した時点における厚生年金保険被保険者記録は、昭和38年3月26日資格喪失、同年4月1日資格取得となっており、1か月間の空白があるが、継続して勤務していたことは間違いないので、この期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している人事発令記録簿、B社が交付した在籍期間等証明書、雇用保険被保険者記録及び申立人と一緒にA社C工場に転勤となった同僚の給与明細書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和38年3月26日にA社本社から同社C工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、当該事業所の勤労厚生業務を担当している関連会社は不明と回答しているものの、同社が保管している申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、その被保険者資格取得日は昭和38年4月1日と確認できることから、事業主は、同日を資格取得日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月31日から43年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和42年12月31日から43年2月1日まで

昭和42年4月から43年1月までA社B支社のC市にある事業所に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社同支社における厚生年金保険の加入記録はその一部だけである。42年4月から次の事業所へ移るまでの期間において、継続して勤務していたことは確かであり、一部ではあるものの給料支払明細書もあるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が保有していた昭和42年11月及び43年1月の給料支払明細書並びに同僚の「私が昭和42年11月に入社した時には申立人は勤務しており、3か月は一緒に勤務した」との証言から判断すると、申立人は、申立期間②において、A社B支社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①における申立人の勤務実態について、前述の同僚から「私が入社したころ、半年くらい前に入社したと言っていた」との証言が得られたものの、申立人の記憶している上司には連絡を取ることができず、そのほかの同僚からも明確な証言を得られないことから推認できない。

また、複数の従業員から「当時、従業員の定着率も会社の資金繰りも悪かったため、入社後の一定期間において会社は社会保険に加入させていなかった」との証言が得られたところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、昭和42年11月1日に厚生年金保険に加入し、その被保険者記号番号は同年11月20日に払い出されているほか、申立人の当該事業所におけるものと思われる雇用保険被保険者の加入記録についても同月から確認できることを踏まえると、同事業所の厚生年金保険に加入させる取扱いは、従業員の入社から一定期間経過後であったことがうかがえる。なお、当時、同事業所の事務担当者からの「社会保険の控除方法は当月控除であった」との証言から、申立人が厚生年金保険に加入した同年11月の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人は、昭和42年10月以前の給料支払明細書を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（3 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 3 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで
② 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）での勤務期間において昭和 44 年 10 月から給与を月額 3 万 3,000 円以上もらっていたと記憶している。また、47 年 3 月分の給与明細書を所有しているが、控除されている厚生年金保険料相当の標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が異なっている。申立期間の標準報酬月額について調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管している A 社の昭和 47 年 3 月分の給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（3 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、当該事業所に在職中の昭和 45 年*月

に傷病手当金を受給した際、給与を月額3万3,000円以上受けていたにもかかわらず、その傷病手当金が給与から算出した額よりも低額であり、控除されていた厚生年金保険料も給与に見合う標準報酬月額により計算された金額であったことから、当時、社会保険事務担当者に確認及び訂正を求め、おおむね2年後に正しい届出をしたと当該担当者から言われたという旨の記憶により、申立人の申立期間①における標準報酬月額の相違を主張しているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡はうかがえない上、46年8月の標準報酬月額が随時改定により3万3,000円と記録されていることから、当該担当者が申立人に対して述べたとする「正しい届出をした」については、申立期間①に係る標準報酬月額の訂正届のことではなく、当該随時改定に係る標準報酬月額変更届のことであったことが推認できる。なお、当該担当者は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、申立人の主張を裏付けることができない。

また、申立人はその主張に基づく申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 13 日から 43 年 9 月ごろまで
昭和 40 年 3 月に学校を卒業と同時に A 社に入社した。同年 4 月から同社で働きながら職業訓練校に通い、左官科における 3 年の訓練を終了した後である 43 年 9 月ごろに退職した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 12 月 13 日以降も勤務していたことは、同僚の証言及び雇用保険の記録から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、事業主の親族及び事務担当者を除く全従業員の被保険者資格喪失は、申立人の被保険者資格喪失と同一年である昭和 41 年中であることが確認でき、このことについて、現在の事業主は「当時、60 名程の従業員がおり、その厚生年金保険料の負担に支障を来すようになったため、やむを得ず、資格喪失させたという記憶がある。しかし、このことは、当時の社長から従業員に説明をしていたと思う」旨を証言している上、前述の被保険者資格が喪失となっている従業員のうち複数の者が、「当時、社長から厚生年金保険からの脱退及び国民年金への加入等の説明を受けた記憶がある」と現在の事業主の証言を裏付ける証言をしている。

また、申立期間当時の事務担当者は「資格喪失処理に伴い、医療保険については、日雇健康保険に切り替えたため、健康保険料は控除していたが、厚生年金保険料は控除していなかった」と証言している上、昭和 43 年 7 月から当該事業所で経理事務の補助をしていた事務員も、「当時、給与か

ら厚生年金保険料を控除していたのは、私たち事務員と社長の家族の5、6名だったと思う」と両者共に保険料控除について明確な証言をしていることを踏まえると、事業主は、その親族及び事務担当者を除く全従業員の被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所の記録どおりに行ったことが推認でき、これら資格喪失となった者の厚生年金保険料が資格喪失後も引き続き給与から控除されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月ごろから37年12月ごろまで
(A社)
② 昭和38年3月ごろから同年8月20日まで
(B社)
③ 昭和39年4月5日から同年12月14日まで
(B社)
④ 昭和40年7月25日から45年1月ごろまで
(B社)
⑤ 昭和45年4月ごろから平成5年8月ごろまで
(C社)

A社(現在は、D社)に昭和33年4月ごろから37年12月ごろまでの期間、B社に38年3月ごろから45年1月ごろまでの期間、C社に同年4月ごろから平成5年8月ごろまでの期間、それぞれの事業所に勤務していたので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に文書照会したところ、「現存する書類上において、当社の厚生年金保険の適用年月日は昭和38年6月1日になっている」旨の回答を得ており、社会保険庁の記録においても、同社が適用事業所となったのは、同日であることが確認できる。

また、当該事業所において、昭和38年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している事業主を含めた従業員の資格取得前の厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、いずれもその記録は無いことから、同事業所が別の名称にて厚生年金保険の適用事業所であった事情は見当たらず、

同日より前に退職していた申立人が厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

- 2 申立人は、B社のレストランに、昭和38年3月ごろから45年1月ごろまでの期間、継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、申立期間②、③及び④について厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、同社は既に閉鎖しており、事業主も亡くなっていることから、当時の関連資料等を得ることができない。

また、申立期間②について、申立人が唯一記憶していた同僚の連絡先は確認できない上、当時、当該事業所には多数の厚生年金保険被保険者が存在しており、申立人が申立期間②において勤務していたレストランの従業員を特定することができないことから、申立人の勤務実態について詳細な証言を得られず、申立人が申立期間②において、同事業所に勤務していたことを確認できない。

さらに、申立期間③について、申立人の改製原戸籍によると、申立人は、昭和39年7月にE県F市において婚姻届を提出していることが確認できるところ、当該事業所の元従業員から「申立人は結婚するころ会社を退職し、E県に行った」との証言が得られたことから、申立期間③においては、申立人は、既に同事業所を退職していた事情がうかがえ、このほかに申立人の勤務の事実を確認できる証言等も無い。

加えて、申立期間④について、申立期間②及び③と同様に申立人の勤務実態を確認できない上、申立人が勤務していた当該事業所直営のレストランに昭和42年4月から58年5月までの期間において、調理師として勤めていた従業員は、「申立人は勤めていなかった」と明確に証言していることから、少なくとも、申立人は、42年4月前に同事業所を退職していた事情がうかがえる。

- 3 申立期間⑤について、申立人がC社において「総括支配人兼営業部長」として勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できるものの、同社は既に閉鎖されており、関連資料等は残されていないことから、勤務していた期間を確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成元年11月であるが、前述の複数の同僚は「申立人は会社が厚生年金保険の適用事業所になった時には既に辞めていた」旨を証言していることに加え、その同僚のうち1名からの「申立人は退職後、別の料理店の店長をしていた」との証言及び申立人の「申立期間⑤中に、知人に頼まれレストランの経営を任されたことがある」旨の申述を踏まえると、申立人と同事業所との常用雇用の関係は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前に終了していたことが推認でき、申立人が申立期間⑤において、同事業所の厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

4 申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで

申立期間にA社に勤務したが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。この回答には納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことについては、期間の特定はできないものの、同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所の従業員が記憶している従業員のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できない者が、申立人のほかに少なくとも2名存在することから、同事業所の事業主は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人はA社において受け取った厚生年金保険被保険者証を申立期間中に紛失したとしており、この紛失を理由として、自身の厚生年金保険加入記録が抹消されたと主張しているが、社会保険事務所が保有している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無い上、申立期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿にも申立人の氏名は見当たらないことから、申立期間中に申立人に係る厚生年金保険被保険者証が交付された形跡はうかがえず、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 15 日から 43 年 6 月 15 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立てに係る A 社に勤務していた期間における標準報酬月額が、2 万 6,000 円から 3 万 9,000 円となっており、自分が記憶している給与額と大きく異なっていた。当時の給与明細書は無いが、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月ごろ、A 社による「日給 1 万円」との新聞求人広告に応募し、当該条件の下、長距離運行の大型貨物自動車運転手として同社に採用となったことから、申立期間における給与は月額 30 万円以上であった旨を主張しているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は 2 万 6,000 円から 3 万 9,000 円であることが確認できるところ、申立期間における同社の事業主の標準報酬月額は 3 万 6,000 円から 3 万 9,000 円、従業員全員の標準報酬月額の平均額も 3 万 6,000 円程度であり、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は「会社は既に倒産しており、関係書類はすべて破棄したが、申立期間における申立人の給与額はおおむね標準報酬月額程度であった。新聞求人広告も申立期間においては日給 1 万円と掲載するはずはない」と証言している上、前述の従業員のうち連絡がとれた 3 名の従業員は、いずれも「日給 1 万円、月給 30 万円などということはあり得なかった」と証言していることを踏まえると、申立人がその主張する報酬を受けていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は「給与は直接受けたことは無く、家族が受け取っていた。給与明細書は見たことが無い」と申述している上、その主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 10 日から 37 年 8 月 1 日まで

② 昭和 37 年 10 月 24 日から 39 年 9 月 10 日まで

昭和 29 年夏にA社に就職し、39 年 12 月 30 日まで継続して勤務した。この期間について調査依頼したところ、事業所が厚生年金保険に加入した後の被保険者期間が、8 か月間だけという回答に納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②について、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 9 月 1 日以前から、申立人の同社における最終の被保険者資格喪失日である 39 年 12 月 30 日までの期間、同社に継続して勤務していたと申し立てているが、36 年 12 月 10 日から 37 年 8 月 1 日、及び同年 10 月 24 日から 39 年 9 月 10 日までの期間における申立人の勤務実態について、当時の事業主は既に死亡しており、同社には関係資料等が残されていないことから確認できないほか、申立人と同時期に勤務していたとされる従業員からも明確な証言が得られないことから、推認できない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間①及び②とは時期は異なるものの、申立人のほか8名にも申立人と同様に被保険者記録に空白期間があることが確認できるが、このことについて、当時の同僚に確認したところ、「申立人も含めてこれらの人たちは、建設現場ごとに短期で採用される『職人さん』だった。当時は季節労働者、短期雇用の労働者が多かった」との証言が得られたことにより、同事業所の事業主は、申立人を含めたそれらの者を継続的に雇用していた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 14 日から 39 年 3 月 26 日まで
(A社)
② 昭和 39 年 4 月 16 日から同年 5 月 21 日まで
(B社)
③ 昭和 39 年 5 月 22 日から同年 7 月 10 日まで
(C社)
④ 昭和 49 年 9 月 12 日から 50 年 5 月 28 日まで
(D社)

申立期間①より前に勤務したE社を退職後、脱退手当金を受給した。それ以降に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないが、社会保険事務所の記録では、申立期間について脱退手当金支給済みとなっている。脱退手当金を受給した期間が間違っているので、申立期間について脱退手当金を受給していない期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金支給に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、当時の申立人の被保険者記録に基づき、適正に計算されており、その支給額に誤りは無い上、被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和50年8月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間と異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている、申立期間①より前に勤務した厚生年金保険被保険者期間について、「E社を退職後に脱退手当金を支給する旨のはがきが

届いたのでF会館へ行き、脱退手当金を受給した。当時、退職した女性は、本人の意思とは関係なく脱退手当金を受給させられた」との記憶から、社会保険事務所における脱退手当金の支給済み期間の記録の誤りを主張しているが、E社に係る被保険者期間は、当時の制度において脱退手当金の支給要件である2年以上の被保険者期間を満たしていないほか、同社を最終事業所として脱退手当金の支給記録が確認できる女性被保険者のうち、連絡の取れた3名すべての者が、脱退手当金を受給した場所はF会館ではない旨の証言をしているなど、申立人が同社の被保険者期間に係る脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の同社の被保険者期間に係る脱退手当金について支給された記録が無いことに不自然さはうかがえない。

なお、G労働局に照会したところ、「当時のH公共職業安定所の元職員から、同事務所の改築に際し、F会館の一室を借りて業務を行っていた可能性が高い旨の証言が得られた」と回答していることから、申立人が当該事業所を退職後に受給したものは、脱退手当金ではなく失業保険給付であったと推測される。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月10日から30年5月10日まで

A米軍キャンプ内の娯楽施設であるクラブに1年程勤務し、その後B米軍キャンプ内の同クラブに移った。途中、ボーイからマネージャーになった。勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が米軍キャンプ内の娯楽施設であるクラブに勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当時、米軍キャンプにおける業務に従事する日本人従業員のうち人事及び給与が管理されていた者は、渉外労務管理事務所において厚生年金保険の被保険者とされていたが、社会保険事務所が保有しているC県内5か所すべての渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても申立人の氏名は確認できず、D地区を除くこれらの渉外労務管理事務所は申立期間中である昭和28年5月26日にE地区労務管理事務所として統合されているが、その被保険者名簿にも同様に申立人の氏名は見当たらない。

また、当該クラブに勤務し、F渉外労務管理事務所において加入記録が確認できる同僚は、「私は渉外労務管理事務所を通して入社し、給与も渉外労務管理事務所から受け取った」と証言している一方、申立人は「米軍キャンプ内でハウスポーイとして勤務した後、同僚の紹介で入社した。給与がクラブと渉外労務管理事務所のどちらから支給されていたのかは分からない」と申述しており、申立人の給与の支払元を特定できない。

さらに、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け厚生省保険局長通知）

により、米軍キャンプにおける業務に従事する従業員のうち、非軍事的業務に使用される者は、昭和 26 年 7 月 1 日以降は厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされ、娯楽施設である当該クラブは非軍事的業務の事業所にあたり、申立人が記憶している同クラブに勤務していた同僚も、当該通知に基づき、いずれも同日以前に被保険者資格を喪失しているところ、そのうち F 渉外労務管理事務所において同日まで被保険者記録が確認できる同僚 2 名は、同日以前からマネージャーとして勤務していた旨を証言していることから、同通知以前において、マネージャーの職にあった者は同日までは厚生年金保険の被保険者とされていたと考えられ、申立人は「入社当時はボーイとして勤務し、29 年ごろマネージャーになった」と申述していることを踏まえると、申立人がマネージャー職に昇格となった時点においては、当該通知により既に当該職種は厚生年金保険の被保険者とされていなかった事情がうかがえる。

なお、申立人は申立期間において同職種のボーイであった者の氏名を記憶していないことから、当該職種の厚生年金保険の加入状況を確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に昭和 27 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間であった。申立期間についても、勤務していたのは事実であり、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申述しているが、同社は既に現存しておらず、当時の事業主は死亡しているため、当時の状況を確認できない上、申立期間に勤務していた従業員からの証言においても、その勤務実態を推認できない。

また、社会保険事務所が保有している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人に係る被保険者資格取得日は、昭和 27 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 15 年 4 月 15 日まで

当時は、A社において営業取締役として勤務していたが、同社は社会保険料を長期滞納し、管轄社会保険事務所から再三の督促、差押えがあり、係員も来ているような状態であった。そのため、標準報酬月額の引下げにより滞納保険料を減額したのかもしれないが、本人の了解も無く、平成 12 年 1 月 1 日以降の標準報酬月額が最低等級となっていることには納得できない。同社が書類等を提出しているのか調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成 11 年 10 月 1 日の定時決定時においては 56 万円であるが、12 年 1 月 1 日の随時改定により 9 万 8,000 円に引き下げられ、その後における定時決定も同額であるところ、これらの記録には遡及^{そきゅう}して訂正された等の不自然な形跡はうかがえない。

また、申立人の住所地の市役所に申立人の申立期間に係る所得申告額を照会したところ、平成 12 年分は保存期限経過のため確認できないものの、13 年分から 15 年分の「市民税・県民税証明書」によれば、申立人の給与収入及び社会保険料控除額は、いずれも社会保険庁で記録されている標準報酬月額相当額であることが確認できる上、12 年分の収入額については、管轄社会保険事務所が当該事業所に関する調査を 15 年 3 月 25 日に同市役所に対して実施した際に作成した書類に、「申立人はA社からの収入 120 万円を確定申告している旨を聴取した」と記されていることから、12 年分の収入金額も社会保険庁で記録されている標準報酬月額相当額であるこ

とが確認でき、これら申立期間に係る収入が確定申告されていることを踏まえると、申立人自身が収入の状況を認識していた事情がうかがえる。

なお、社会保険庁の申立人に係る受給権者原簿記録によると、申立人は、60歳になった平成11年9月に老齢厚生年金の受給権者となったが、その時点においては、申立人の標準報酬月額が在職老齢年金の基準を超えていたため、全額支給停止となっていたところ、申立期間に係る月額変更の手続により、12年1月から在職老齢年金が一部支給されている。

さらに、申立人はその主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。